

松山商工会議所 青年部 プレミーティング資料

本書はプレミーティング（事前説明会）の際、入会を検討している方々に、松山YEG（商工会議所青年部）を簡単に理解していただくための資料です。本文中、特に重要と思われる項目、または理解が必要な部分は、**太字**で表記してあり、主催者が詳細に説明いたしますが、もし理解の難しい事があれば、随時質問してください。

1、プレミーティングの目的

YEGの目的、組織、事業内容、規約等を理解していただき、入会意思決定をしていただくことです。

2、YEGとは

商工会議所青年部の理念的名称である

Young Entrepreneurs Group

（ヤングアントレプレナーズグループ＝若き企業家集団）の略称です。

商工会議所とYEGの関係

松山商工会議所青年部規約 会員の資格（第4条）に「**本青年部の会員は、商工会議所の会員事業所の経営者又は、その後継者並びに代表者の推薦のあった従業員で、満年齢20才以上49才以下の者とする。**」とあります。つまり、青年部の会員が所属する企業は、商工会議所の会員企業であることが前提条件です。商工会議所青年部が商工会議所のことを、通称「親会」と呼ぶのは、こうした理由からです。

3、綱領・指針・目的・VISION

【 綱 領 】

「**商工会議所青年部は 地域社会の健全な発展を図る商工会議所活動の一翼を担い 次代への先導者としての責任を自覚し 地域の経済的発展の支えとなり 新しい文化的創造をもって 豊かで住みよい郷土づくりに貢献する**」

綱領は全国の商工会議所青年部共通であり、例会、総会はもちろん、県外での商工会議所関連の行事で必ず唱和します。

【 指 針 】

「われわれ青年部は

- 一、地域を支える青年経済人として 先導者たる気概で研鑽に努めよう
- 一、国際社会の一員であるべき 国際人としての教養を高めよう
- 一、豊かな郷土を築くために 創意と工夫 勇気と情熱を傾けよう
- 一、文化を伝承しつつ 新しい文化の創造に向かって歩を進めよう
- 一、行動こそ時代を先駆けるべき青年の責務と信じ 力を合わせ 国の礎となろう

指針もまた全国の商工会議所青年部共通であり、例会、総会はもちろん、県外での商工会議所関連の行事で必ず唱和します。

【 目 的 】

「本青年部は、会員相互の親睦と連携を密にし、企業経営者としての研鑽を積み、松山商工会議所の事業活動への参画又は協力を通じて地区内における商工業の振興を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。」(規約第1条)

【 VISION OF MATSUYAMA-YEG 】 松山 YEG 通年ビジョン

会員企業の発展 それに伴う 地域経済の活性化

【 松山 YEG 2026-2030 中期ビジョン 】

Re:Pride

～地域に必要とされる存在になるために～

- ◆地域経済の好循環を生み出す中心に立とう
- ◆ビジネスを拡充させる交流へと新化させよう
- ◆この街の未来への想いを発信し続けよう
- ◆経験や知識を持ち寄り、挑戦や成長を支え合おう
- ◆松山で最も求められる青年経済団体になろう

【 令和8年度 SLOGAN 】

「Re:Pride～原点回帰から、未来へ～」

SLOGAN(スローガン)は、綱領、指針、目的を踏まえ、当年度会長より発令されます。今年度内の活動は、すべてこれらを軸に計画、実施されます。

4、活動内容

【 委 員 会 】

会員はいずれかの委員会に所属して、原則として毎月1回の委員会に参加します。

各委員会は活動概要に基づき、企画を立て、具体的活動内容を話し合う場です。また、委員会はYEG活動の根幹であり、かつ新たなビジネスチャンスを産み出す場でもありますので、積極的に参加すると、YEG、各会員企業の双方に大きな利益となります。

【 例 会 】

例会は、原則として偶数月の第四水曜日に開催されます。(2ヶ月に1回)

例会における事業は、担当の委員会が企画を行います。会員全体が集まり、企画された研修、講演会などの啓発事業が行われるほか、会員相互の情報交換や交流の場でもあります。

【 総 会 】

総会はYEGの最高決定機関であり、会員による審議が執り行われます。基本的に4月と10月及び12月の、年3回開催されます。(前項の例会と並列して執り行われる。)

会長が議事進行を行い、4月の通常会員総会では、当該年度の事業予定の発表、及び理事、監事の審議を、10月の臨時会員総会では次年度の会長、12月の臨時会員総会では次年度の副会長及び専務理事の審議をします。もし規約改訂がある場合は、各総会において審議、改訂されます。

【 新入会員研修会 】

役員会の審議において加入が決定された者は、その加入の日から1年以内に、新入会員研修会を受ける事とします。※内規により受講が義務付けられています。

※年度によって実施方法が異なります。

【 その他事業 】

上記の事業の他にも自己の研鑽のために多くの事業への参加が望まれます。

- ① 会員間及びマスターズとの交流事業
- ② 県大会・四国ブロック大会・全国大会
- ③ その他イベント事業

上記を含む年間行事予定は、当該年度の会員名簿にも記載されております。

いずれの行事も、開催の約1ヶ月前には、エンジェルタッチ(グループウェア)に掲示されます。行事への参加/不参加の回答は、必ず期日までに返信してください。

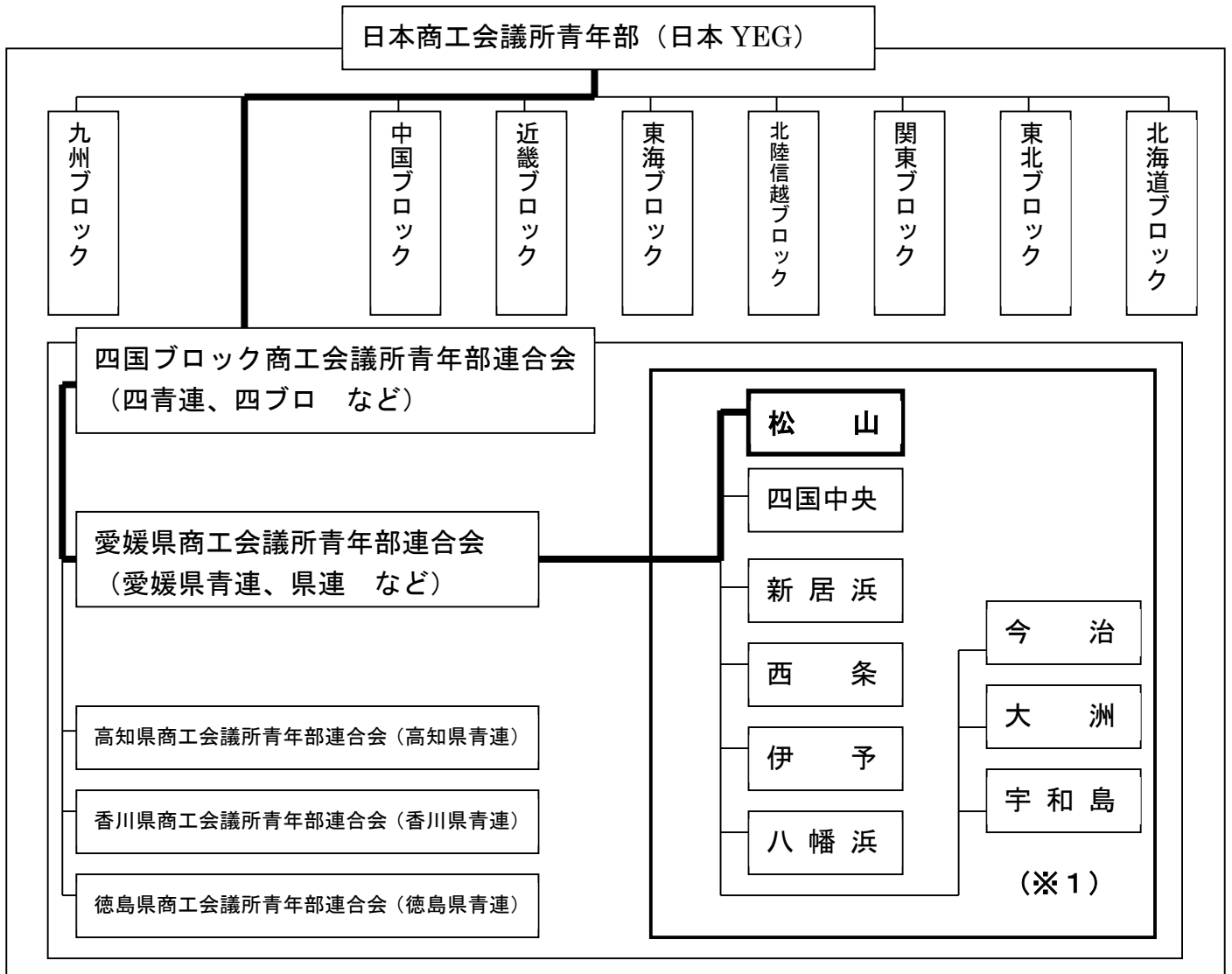
規約 第5条 会員の義務

本青年部の会員は、次に掲げる義務を遂行しなければならない。

- (1) 本規約及び内規を遵守すること。
- (2) 会員総会・例会の出席に努めること。
- (3) 入会時に青年部記章(バッジ)を購入し、公式事業参加時には必ず着用すること。
- (4) 本青年部の名刺を所持し有効に活用すること。
- (5) 本青年部で得た情報をみだりに外部へ漏らさないこと。

5、商工会議所青年部の組織

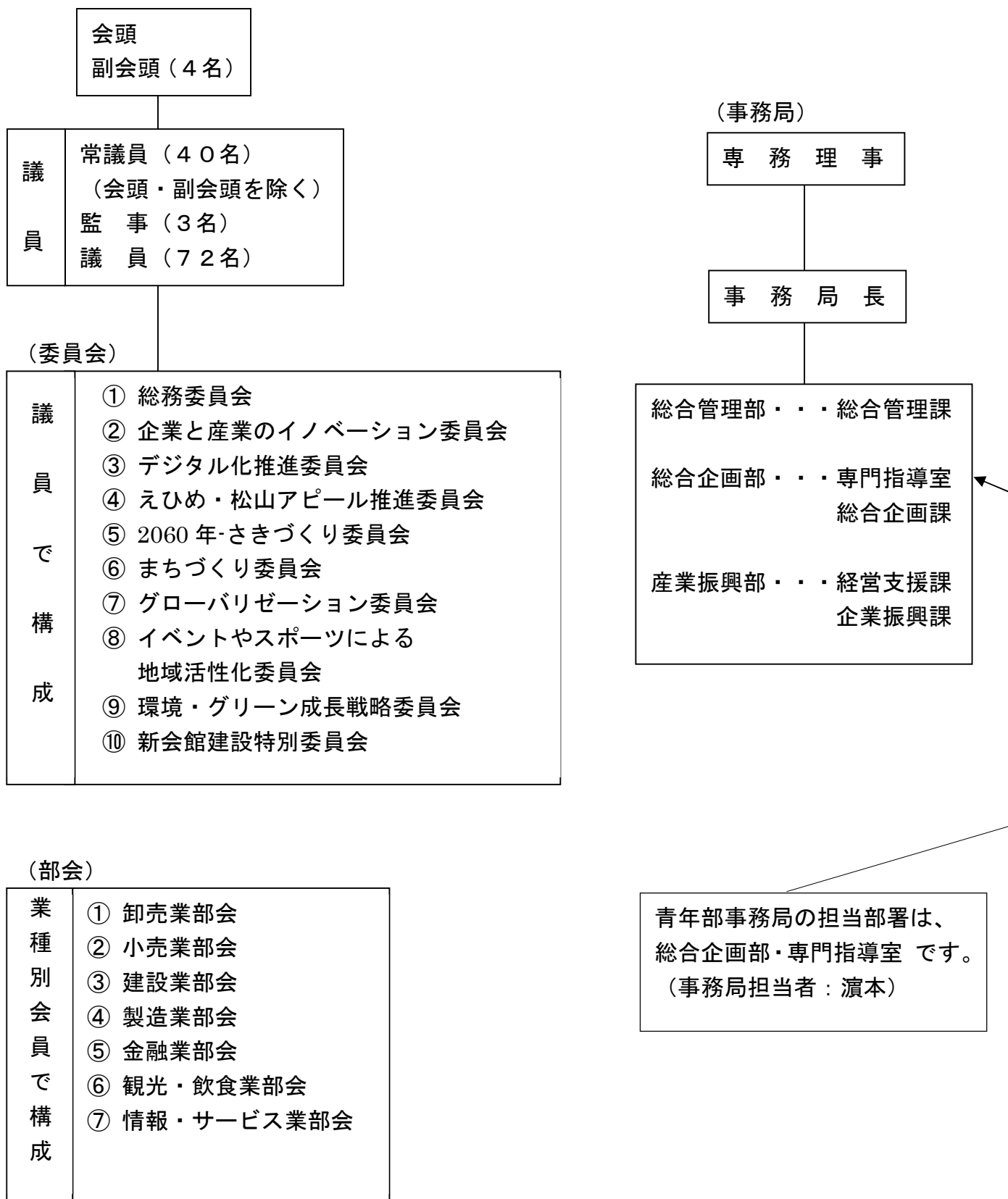
【 全国の組織図 】



全国組織の図 (※1) 補足説明

行政区 (市単位) ごとに分けられた商工会議所青年部の最小単位を「単会」と呼ぶ。図に見るように、県内各市に商工会議所と、それぞれの青年部があり、現在愛媛県には9単会がある。東温市、旧北条市は商工会のため、青年部はあるが、上図には記載がない。20年度から伊予三島・川之江が合併し四国中央となった。

松山商工会議所機構図



7、入会時に必要な費用

- ① 青年部の年会費 42,000円（入会の翌月から起算した金額を月割りします。）
 - ② バッチ代 2,000円（入会時。紛失の場合はその都度ご購入いただきます。）
- ※ 運営または所属する企業が松山商工会議所（親会）に入会していない場合、これらの諸費用の他、商工会議所への年会費15,000円（個人事業者の場合は12,000円）等が必要となります。

規約 第7条 会費

1. 会員は、毎年所定の納期までに所定の会費を納入しなければならない。
2. 会費は、一事業年度につき年額42,000円（月割3,500円）とする。
3. 会費の納入方法その必要事項は、別に定める。

内規 会費に関する事項

- 第1条 会費の納入は年1回とし、6月末までに、納入しなければならない。
- 第2条 新入会員については入会時に当該会費を納入するものとし、その額は入会承認の翌月から月割りをする。
- 第3条 会員に特別の理由がある時、会員の申請により役員会の議決を経て、会費を減額することができる。
- 第4条 年度途中の退会及び除名に関しては、会費を返還しないものとする。

8、付録

【 各種会合に参加する際の服装について 】

商工会議所青年部の活動に参加する際の服装

委員会出席時・・・規定はないが、スーツネクタイバッチ着用が好ましい。

総会、例会、対外事業出席時・・・スーツ、ネクタイで、商工会議所青年部のバッチを着用。

クールビズ期間・・・スーツ（ノーネクタイ可）、商工会議所青年部のバッチを着用。

【 「規約」及び「内規」 】

いずれも「会の規則（決まり事）」ですが、「規約」の内容を追加または削除する場合は、総会決議を必要とします。「内規」の場合は、役員会の決議を経て改正されます。従って、両者の内、より優先権のある決まり事は、「規約」となります。

尚、全文は「会員名簿」に記載されており、会員にとって重要な事項が多数記載されていますので、各自熟読ください。

【 年齢順名簿の活用について 】

松山 YEG 会員名簿に、会員の年齢順表がありますので、ご確認ください。

YEG 内に限らず、経済人の良識として、我々は「長幼の序」を重んじ、入会の早い遅い、または役職の上下より、年長者に対しては敬意をもって接しつつ、先輩の知識や体験から学び、また若年者に対しては、思いやりと愛情をもって相手の成長を助け、手本となるべき行動をするよう心掛けています。

【 ビジネスアピールについて 】

松山 YEG では、内部でのビジネスアピール（販売促進活動）が奨励されています。活動に参加することによって、当会の VISION である「**会員企業の発展 それに伴う 地域経済の活性化**」を実現させるためです。YEG 活動へ積極参加し、会員間でのビジネスに繋がる人間関係を構築していくことが望まれます。その上で、会員企業の業績向上をも達成し、会員全員の力を結集して、VISION の実現を果たしましょう。

【 YEG マスターズクラブ 】

既加入会員が年齢制限に達し、会員たる資格を有しないものであっても、本青年部の趣旨に賛同するものは、YEG マスターズクラブの会員とすることができます。

なお、マスターズとの交流事業も例年開催されており、諸先輩方との交流から、貴重な発見、助言を得られる機会が多いので、積極的にご参加ください。

【 混同されがちな団体 】

商工会

全国商工会連合会が統轄し、全国の町村部に存在します。商工会議所同様、公的集団であり、こちらにも青年部があるので、混同されやすい団体です。商工会議所は、基本的に、一定規模以上の「市」にのみ存在します。

青年会議所（公益社団法人 青年会議所：JC）

20歳から40歳までの青年経済人によって構成されており、「明るい豊かな社会」を作るために活動しております。青年部はビジネスから、青年会議所はボランティアからスタートしております。また、青年会議所は、公共の資金を使わず、自主運営をしている団体です。

9、エンジェルタッチの活用

各事業への参加・不参加の返事は、本青年部及び全国のYEGが利用しているインターネット環境でのグループウェア「エンジェルタッチ」というツールを使用しています。このエンジェルタッチには、スケジュールの管理及び委員会内又は各種事業におけるファイルの共有、また電子会議室を利用したの連絡等、各会員にとって有益な機能がたくさんありますので、ご活用をお願いします。

特に多種多様な業界のビジネスパーソンの集まりである当会において、スケジュール出欠の返事については責任ある対応をお願いしています。各委員会には、出欠を取りまとめる幹事がありますが、手を煩わせる事のないようご協力をお願いいたします。

なお利用に際してのアカウント・パスワード・サブネームは入会后、事務局より登録されます。

※入会までの具体的なフローについて

①書類の記入捺印

A、「入会申込書」に記入捺印をし、所属希望委員会の副会長、委員長に面談、捺印を貰ってください。

※入会申込書に貼付する顔写真は、顔写真データを事務局までご提出ください。

B、「推薦状」「反社会的勢力ではないことの誓約書」に記入捺印、所属企業の代表印を貰ってください。

※推薦状については、入会者が所属企業の代表者の場合は不要です。

C、「会員名簿・名刺作成用原稿」に記入してください。

②書類の提出

A、期日（月日時）までに、事務局にご提出ください。

B、記入漏れ、捺印漏れがあった場合、審議ができません。入会が一月遅れてしまうこともありますので、書類不備を避けるために、書類のチェックをさせていただいております。

<青年部事務局>

松山商工会議所 総合企画部専門指導室 濱本

松山市大手町2丁目5番地7

TEL：089-941-4111

FAX：089-947-3126

E-mail：hamamoto@jemcci.jp